

児童発達支援事業所における自己評価結果 (公表)

令和 2 年 1 月 30 日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		基準を順守したスペースを確保しています。児童が快適な空間で療育を受けられるよう机、椅子などの配置を工夫しています。	今後も個別・集団での部屋の使い分けを明確に行うことで落ち着いて療育が受けられるようにしていきます。
	2 職員の配置数は適切である	○		基準配置以上の配置であり、直接処遇職員は全て有資格者を配置しています。	今後も同様に、適切な人員を確保・配置を継続し、個別療育や専門性を生かした療育を行います。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		個々の特性に合わせ、写真や絵カード等で視覚的に分かりやすい表示を行っています。また、利用児童が安全に過ごせるようクッション材等を敷き、怪めないよう配慮しています。	現在は車椅子利用の児童はいませんが、今後はそのようなケースも含め、バリアフリー化に向けて検討して参ります。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		朝夕 2 回玩具や療育室、集団スペースの清掃やアルコール消毒を行っています。また感染症が流行する時期には塩素系の液体で消毒を行い、活動に合わせた部屋の使い分けを行っています。	児童にとって、より良い空間を目指し、まずは個別・集団での部屋の使い分けを明確に行って参ります。
業務改善	5 業務改善を進めるための PDCA サイクル (目標設定と振り返り) に、広く職員が参画している	○		月に最低 2 回のリフレクション会議で業務改善を行っています。また、最低月 1 回は児童の支援だけでなく、業務についての話し合いを行い、PDCA サイクルに基づいた課題分析を行っています。評価については、常勤、非常勤を問わず全職員で業務の課題を出し合い、改善策を話し合う機会を設けています。	今後も、全職員での PCDA サイクルに基づいた会議を継続し、共通認識、意思統一の徹底を図ります。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するために、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		定期的にアンケートによる評価を実施し、頂いたご意見やご要望に関しては、全職員で周知、検討し、順次に改善を図っています。	今後も、保護者様から頂いたご意見を真摯に受け止め、迅速な対応ができるよう、全職員が共通認識を持って取り組み、業務改善に努めて参ります。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		評価の結果を踏まえ職員会議で改善策を話し合い、実践しています。昨年度の結果は、H31 年 2 月に公式 Web サイトで公開しています。	今後も毎年 Web 上で自己評価の公開を行ない、ご意見に関しては全職員に周知し、改善に努めて参ります。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		地域の研修会等には積極的に参加して助言を頂いていますが、第三者による評価は実施できておりません。	第三者による外部評価についての取り組みは今後の検討課題と致します。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		事業所内研修等、職員の資質向上の為に勉強会は定期的に行っています。また外部研修へも積極的に参加をし、学んだことは全職員に周知、共有できるように更に内部研修を行っています。	知識を取り入れるだけでなく、日頃の療育に取り入れ、実践できる体制作りを整えます。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		保護者様との面談の中で保護者様の意向やご利用児童の特性を十分に把握した上で、主観的にならないよう全職員で検討を行い、支援計画を作成しています。	今後も定期的な個別面談を行い、児童の現況や変化を踏まえ、共に方向性を考えていきます。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		モニタリング時に統一されたアセスメントシートで状況を把握し、保護者様のご意向の確認も行っています。また、病院や関係機関からの発達検査結果なども参考に取り入れています。	より正確にアセスメントできるよう、保護者様への説明や聞き取りは、丁寧で分かりやすく行うよう努めます。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援 (本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		支援計画を作成する際、保護者様からのご意向や本人の特性を十分に考慮して項目を適切に選択しています。また保護者様に了承を得た上で、学校、病院、行政等、関係機関から提供された情報を項目の選択の判断基準に取り入れています。	今後もガイドラインに沿って、保護者様のご意向や児童の特性の把握を十分にを行い、また、様々な情報も加味した上で具体的な支援内容の充実を図ります。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		児童への直接支援は、支援計画に沿って行われるよう支援会議で共通認識、共通理解を行っています。	どの職員が担当しても、同じ療育、対応ができるように支援計画書をいつでも閲覧できるようにしており、今後も支援計画に沿った支援が行われるよう努めて参ります。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		毎月職員会議で各職員からアイデアを出し合い、プログラムを立案しています。立案した際には役割分担もしっかりと決め、協力しながら行っています。	今後も計画に沿った支援が行われるようチームで立案を行なって参ります。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		個々の児童の個別の活動プログラムは見直しや修正を毎月行っています。全体的には、季節に合わせた活動や、リズム運動等を考え、児童が意欲的に取り組める活動内容になるよう、毎月職員会議で検討しています。	今後も同様に利用児童の状況の把握を行い、季節ごとの行事や制作などを取り入れ、プログラムが固定化しないよう努めます。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		午前中に個別活動、午後は集団活動と適宜支援計画や児童の状況を把握しながら、その時に合った活動を選択しています。	その児童に必要な活動内容であるかを十分に勘案して、支援計画を作成していきます。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		支援開始時にミーティングを行い、申し送りの徹底や役割分担の確認を行っています。ミーティングに参加できない職員には職員連絡ノートを活用し、情報共有の徹底を図っています。	今後も開始前の情報共有に努めます。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		支援終了後または翌週のミーティングで支援内容の振り返りを必ず行い、情報共有をしています。その中で成果に繋がらなかったことや支援に工夫が必要なことを話し合い、次の支援に繋げています。	どんな小さなことでも意見を出し合い、今後も開支援終了後の情報共有に努めます。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		毎回活動の記録を取り、月末に見直しを行っています。緊急に対応すべき事例に関してはすぐにケース会議を開き、情報共有するようにしています。	記録の精密レベルに差異がないように記録の取り方についても全職員が同じレベルで行えるように図ります。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的 (6 カ月以内) にモニタリングを行い、目標達成状況等を保護者様面談にて詳しく説明しています。またその際に保護者様のご意向、児童の現状を考えた上で、見直しや今後の方向性を決めるようにしています。	今後も定期的に利用児童の現状把握を慎重に行って参ります。	
関係機関や保護者との連携	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		担当者会議には児童の状況を一番把握している児発管が参加しています。特別な事情がある場合は、その児童と関わり深い職員も同行する場合もあります。	今後も児童の状況把握に努め、担当者会議には児発管が参加していきます。
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		サービス担当者会議参加や関係機関への定期的訪問等を行い、情報交換や共有を行っています。家庭支援を行う際は、関係機関と連絡を取り合い、行うようにしています。	今後も更に関係機関との関わりを大切に参ります。
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現時点では医療的ケアが必要な児童のご利用はありません。	今後、対象児童が利用することになった場合には、関係機関と連携・調整の上、受け入れに向けて態勢を整えられるよう検討して参ります。
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもや保護者の協力を関係機関等と連携体制を整えている	○		現時点では医療的ケアが必要な児童のご利用はありません。	今後、対象児童が利用することになった場合には、関係機関と綿密な打ち合わせと調整の上、受け入れに向けて態勢を整えられるよう検討して参ります。
	25 移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校 (幼稚園部) 等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		定期的な支援会議や送迎時での情報交換、施設への訪問を行っています。また、保育所や認定子ども園、幼稚園の入園前には児童と一緒に見学を行っています。	児発管以外にも職員が定期的に訪問等を行えるよう連携を取っていきます。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校 (小学部) との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		入学前には必ず支援会議や小学校の見学等を行っています。また学校関係者をお招きして、対象児童の療育の様子や現在の状況、特性等を伝えられています。児童が新しい環境に適應できるように情報共有と相互理解を図っています。	今後も関係機関と一層の連携を図り、支援内容等の情報共有と、相互理解に努めていきます。
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		専門機関や関係機関へは合同の研修や会議を通じて助言を頂いています。また、保育向上のため事業所主催の研修にも積極的に参加させて頂いています。	今後も関係機関と一層の連携を図り、助言や研修を受けていきます。
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		保育所や子ども園、幼稚園等に通園している児童については個人情報保護の観点から踏まえていく必要があるため、現点のところで機会が必要ですが、必要に応じて今後検討していきたいと考えています。	保育所等を訪問し、当事業所への理解を深めてもらうよう図っていきます。
	29 (自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参画している	○		中津市で行われている「子ども部会」には必ず参加しています。その中でしっかりと意見交換を行っています。	今後も積極的に参加していきます。
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	○		連絡帳や送迎時にその日の療育内容や児童の様子を伝えて情報共有に努めています。連絡帳には保護者ご家庭のお困りごと等を書いて頂いています。	保護者様が安心してくださるよう情報伝達の充実を図っていきます。
保護者への説明責任等	31 保護者の対応力に向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム (ペアレント・トレーニング等) の支援を行っている	○		支援計画作成の際に、子育てのお悩みやお困りごとをお聞きし、支援者が保護者様と児童の関係を冷静に見つめ、必要に応じて家族支援プログラムを支援計画に取り入れるようにしています。	保護者様から丁寧にお話を伺うことが信頼関係構築と安心感に繋がるため、傾聴により保護者様との関係性を深めていくことを心がけて参ります。
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時や、事業所に関する内容変更があった際は、保護者様に安心して頂けるように必ず丁寧な説明をしています。	今後もわかりやすく丁寧な説明になるよう心がけて参ります。
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら児童発達支援の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		保護者様のご意向を踏まえ、また児童の特性を理解しながら必要とする支援に対してしっかりと狙いを定め、達成できるように支援内容を提案し、分かりやすく説明し、同意を得ています。	今後も同様に、ご意向や児童の状況に応じ作成した支援計画について丁寧なご説明に努めます。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		連絡帳や送迎時に保護者様から子育ての悩みや不安を聞き、保護者様の気持ちに寄り添えるよう、その都度適切なアドバイスをしています。	保護者様のお悩みやお困りは全職員で情報共有し、誰もが適切に答えられるようにしています。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		参観日の企画や保護者様を招いた行事を行います。保護者様同士の交流、日頃の児童の様子を見られ「良かった」と好評でした。今後も予定を調整していきます。	すべての保護者様とは予定が合わず、行事などは少人数の参加でしたが、今後は定期的な保護者同士の交流を深めていけるよう努めて参ります。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		児発管や管理者が対応するだけではなく、送迎時や来所時に保護者様や利用児童から相談を受けた際にはしっかりと相談内容を受け、職員全員で共有し、誰もが迅速に対応できるように体制を整えています。	今後も引き続き、ご相談や申し入れについては迅速丁寧に対応し、職員間で情報共有し、聞き漏れのないよう徹底していきます。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		会社単位では季節ごとに会報の発行を行い、月に 1 度は公式 Web サイトのブログにて活動や行事の報告、成長の報告を行っています。	事業所発信では不定期なお便りの発行でしたが、今後は定期的に保護者様に行事や活動内容等のお知らせを行い、活動内容をより良く理解して頂けるよう企画して参ります。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		施設ができる保管場所に重要書類等は保管しており、鍵の取り扱いには十分に注意をしています。また、必要がなくなると書類等は、速やかにシュレッダーで廃棄しています。	これからの保護者様と契約時に結んだ同意書の条件以外の場では決して個人情報漏れのないよう細心の注意を払い、引き続き慎重に取り扱い、保管にも配慮を重めて参ります。
	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		個々に合わせた絵カードや写真等、情報伝達ツールを作り分かりやすく情報伝達できるようにしています。	今後も保護者様から相談やご意見等の申し出がしやすい環境、日頃からの関係構築に努め、連絡帳を交換し合えるよう努めて参ります。
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		クリスマス会、夏祭り等の行事に地域の方や小学校の先生方をお誘いし、ご参加頂いています。今後更にたくさんの方々に参加して頂けるよう広くお知らせして参りたいと思います。	地域に開かれた事業運営を目指して、事業所の情報発信を積極的にしていきたいと考えています。
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		すぐに迅速に対応できるようにしておく。また、全職員が対応できるようマニュアルを周知し、計画を立てた訓練を行っています。	保護者様にも訓練のお知らせや当日の様子を伝え、周知して頂けるよう、また安心して頂けるようにして参ります。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		様々な災害を想定し、どのような状況でも対応できるよう計画を立て、その中で職員の役割分担を決め、緊急連絡網等を作成しています。年間行事予定にも、最低年 2 回訓練の日程を取り入れて行っています。	警察署、消防署にも協力をお願いして、より分かりやすく高度な訓練を計画して参ります。
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	○		現在、当施設では服薬は行っていませんが、常時家庭で服用している薬等がある場合には事前に必ず確認をしています。また、初期アセスメントで予防接種、てんかん発作等については保護者様に確認を取り対応しています。	今後も初期アセスメントで必ず聞き取ることを徹底していきます。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在、食物アレルギーを持つ児童はおりませんが、今後ご利用があった場合は、医師の指示書に基づいた対応を行い全職員が周知するよう努めて参ります。	今後もアレルギーに関しては、医師の指示を順守し、周知を徹底します。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット報告書は、全職員が閲覧しやすい場所に置き、確認、共有、定期的な振り返りを行っています。	ほんの少しの油断から起こりえる事象なので、少しでもヒヤリとした場合は報告書を作るようにしています。今後も継続してヒヤリハット事例を記録し、事故防止への対応を重ねて参ります。
	46 虐待を防止する等、適切な対応をしている	○		外部の虐待防止の研修に必ず参加し、参加した職員が事業所内研修で周知を行っています。しっかりと事例検討を行い理解を深めています。	今後は同じ職員、順番に研修に参加するだけでなく、順番に全員が参加できるようにしていきます。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、やむを得ず身体拘束を行うためにやむを得ず身体拘束を行う場合はあらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしています。	今後も原則として身体拘束は行わない基本姿勢を守り、やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者様に記載するように図って参ります。

○この「事業所における自己評価結果 (公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。